

議案第四十三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和六十二年四月二十七日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年四月廿七日 原案承認

三朝町議会議長 安井由行

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町
税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和六十二年三月三十一日

三朝町長 安田真一郎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一百条中「第十五項まで」の下に「並びに附則第三十条の四」を加える。

附則第十条中「法附則第十五条の規定」を「法附則第十五条、第十五条の二、第十五条の三又は第三十八条第五項若しくは第六項の規定」に、「又は法附則第十五条」を「又は法附則第十五条、第十五条の二、第十五条の三若しくは第三十八条第五項若しくは第六項」に改める。

附則第十五条中「法附則第三十一条の二第一項又は第二項」を「法附則第三十一条の二第一項若しくは第二項又は第三十八条第八項」に、「、第五百八十七条又は法附則第三十一条の二」を「若しくは第五百八十七条又は法附則第三十一条の二若しくは第三十八条第八項」に改める。

附則第十六条第二項中「昭和六十年年度分及び昭和六十一年度分」を「昭和六十年年度分から昭和六十三年度までの各年度分」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年

十二月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第二条 昭和六十二年度分の固定資産税に限り、改正後の三朝町税条例第七十一条の規定については、同条中「一月三十一日」とあるのは「四月二十日」とする。